

鳥取県企業等農業参入促進支援事業費補助金交付要綱

制 定 平成 2 0 年 4 月 1 0 日
第200800003572号 鳥取県農林水産部長通知
最 終 改 正 令 和 5 年 8 月 1 7 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県企業等農業参入促進支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、必要な機械又は施設の整備等を支援することによって、農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促すとともに、農業経営の初期段階にある企業等の円滑な経営の推進を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、鳥取県企業等農業参入促進支援事業実施要領（平成20年4月10日付第200800003470号農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）に基づいて行われる別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に3分の1（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額以下とする。
 - 3 本補助事業の交付は、別表第5欄と本事業が実施（機械、施設の導入等をいう。以下同じ。）された日のいずれか早い日から最大3年間（以下「補助対象期間」という。）行うことができるものとし、本補助金の交付を受けようとする者は、補助対象期間内に申請書を提出しなければならない。
 - 4 間接補助事業ごとに、補助対象期間内における本補助金の合計額が、別表第4欄に掲げる額を超えないものとする。
 - 5 別表第3欄に掲げる機械及び施設の整備と一体とは認められない（資産計上の対象とならない）もの及び10万円未満の機械等は対象外とする。
 - 6 事業実施主体は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。）への発注に努めなければならない。
 - 7 また、補助事業の実施に当たっては、別表の第6欄に定める要件を満たさなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号とする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないとき

は、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知書は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

（1）間接補助事業の中止及び廃止

（2）施工場所（内容）の変更

（3）本補助金の増額

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 知事は、補助事業者に対し補助事業の遂行状況に関して必要な報告を求め、又は実地検査をすることができるものとする。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合においては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止又は廃止の日から30日を経過する日若しくは交付決定を受けた年度（以下「交付決定年度」という。）の翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日とする。
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、事業実施主体が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合には、確定次第速やかに、様式第4号により知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第12条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者を支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第13条 処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

第14条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定める

に当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(収益納付)

第15条 補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産の処分により、自ら又は間接補助事業者収入があったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第16条 補助事業者又は間接補助事業者は、間接補助事業により取得した財産について処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳(様式第3号)及びその他関係書類を整備し、保管しなければならない。

(提出書類の部数等)

第17条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は1部とし、所管の地方事務所(東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。)の長に提出しなければならない。

(雑則)

第18条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成20年4月10日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成21年5月14日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。なお、平成25年3月31日までに計画承認を受けたものについてはなお従前の例(第3条第4項及び別表第3欄の規程は除く。)による。

附則

- 1 この要綱は、平成25年10月17日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成26年11月18日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成27年3月17日から施行し、平成27年度事業から適用する。
なお、平成27年3月31日までに計画承認を受けたものについては従前の例とする。

附則

- 1 この要綱は、平成29年3月30日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月28日から施行し、令和3年度事業から適用する。
なお、令和3年3月31日までに計画承認を受けたものについては従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和5年8月17日から施行する。